

堺市社会福祉審議会
令和5年度第1回地域福祉専門分科会 議事要旨

開催日時：令和5年11月24日（金）13:30～15:30

開催場所：堺市総合福祉会館 6階ホール

出席委員：秋元委員、木村委員、小堀委員、西尾委員、松端委員、三原委員

欠席委員：鶴浦委員、大島委員、金澤委員、崎川委員、東根委員

傍聴者：なし

1 地域福祉専門分科会会長の選出について

（松端会長を選出）

2 現行計画の進捗状況について

（資料1、2について事務局から説明）

（松端会長）

堺市では重層的支援体制整備事業を来年度から本格実施をする予定であり、現在は移行準備事業として取り組んでいます。

スライドの3枚目、包括的相談支援事業とは属性にとらわれない相談支援であり、各事業には根拠法があり対象を定めている中、対象以外の相談があった場合でも包括的に受け止めていく相談事業です。

参加支援事業は対象者を社会へつなぐ事業になります。中には、困窮問題と社会的孤立の問題が重なっていることが多く、単に経済的支援を提供すれば良いということではなく、社会に参加するためのサポートを行うためにも参加支援事業を実施する必要があります。

地域づくり事業では、校区福祉委員会などが地域活動を行っていただいておりますが、その土壌、ベースとなる地域を作っていくための支援も必要です。

それぞれの事業を実施する中で、複雑化・複合化した問題、課題がある場合は、多機関協働事業を通じて専門機関や地域と連携していく必要があります。どこかの専門機関やワンストップで全て対応することは難しいと思うので、相談を受けた後、連携・協働して対応していく事業です。

アウトリーチ事業に関しては、課題を抱える方が自ら助けを発信できればよいが、それができない程困っている方が多くいます。その中で、専門機関や地域の方と連携し、適切な支援に繋げていく必要があります。課題を抱える方を発見し、積極的にアウトリーチする必要があります。

堺市は都市として大きいことから、1つの相談機関をワンストップ窓口とすることは難しいことから、各区を基盤とし、市全体として総括をすることで重層的支援体制整備事業を進めていくとのことでした。以上をふまえて、質問等がありますでしょうか。

(小堀委員)

会長から多機関協働事業の実施において、1つの相談機関をワンストップ窓口とする対応は難しいという説明がありました。一方で、専門機関は根拠法に基づいて相談業務に従事される中、多機関協働事業は複雑化・複合化した相談があった場合の連携の中核となると事務局から説明がありました。

各専門機関に相談の集約担当がない場合、この事業が機能するのか疑問に思いました。1つ目の事例は、生活保護の決定により困窮状態の改善に繋がったものですが、幸い生活保護を直ちに受給できるほどの預金残高だったのだと思います。仮に預貯金に余裕があった場合はどうなったのかと疑問があります。2つ目の事例について、地域の施設 CSW について改めて説明いただきたい。地域の中に出向く施設がある地域もあれば、そうでない地域もあるので、ない地域だった場合はどうなっていたのかなと思います。

堺市7つの区でそれぞれ根拠法がそれぞれある専門機関がある中で、重層事業が機能するのか疑問に感じています。

(松端会長)

小規模自治体でワンストップ窓口を設置し、どんな相談でも対応できる窓口が設置されることを例にするとわかりやすいと思います。例えばA市であれば、面積も小規模で社会福祉協議会と市役所が隣同士にあります。また、社協が地域包括支援センターを運営しているため、総合的な相談対応が可能です。市民目線で考えると市役所か社協に行けば相談ができる体制になっています。

堺市の場合は会議体をしっかり作り、関係者間で話し合いをして、連携してサポートしていく体制を作ることが必要です。先ほどの事例のように、即日に支援会議を開催し、連携した支援を進めていくというソフト面での仕組みを構築することかと思えます。

(小堀委員)

相談した先で受け止めてもらえた場合は良いが、区役所には200人以上の職員がいます。その中で相談を受け止めてもらえなかった場合や根拠法による対象にあてはまらない場合は、対応してもらえる人を探し続ける羽目になります。そういうことにならないように相談を集約する担当が必要かと思えます。

(事務局)

多機関協働事業では、要綱を定めており、会長と副会長を配置することとしております。各区と調整をしている段階ではありますが、会長は課長補佐・主幹級もしくは係長・主査級での配置、副会長は保健福祉総合センター内の4課及び社会福祉協議会区事務所へ配置する方向で調整をしています。

各保健福祉総合センター及び社会福祉協議会に中心となる担当者を配置し、各区内で連携ができる体制構築の調整を進めているところです。

また、施設 CSW は大阪府社会福祉協議会が実施している地域貢献事業のうち、社会福祉法人に配置をしている総合生活相談員 CSW のことです。当該社会福祉法人の CSW が2つ目の事例の対象者と関わりがあり、見守りを続けてくれていました。

(小堀委員)

2 つ目の事例のように巡り合わせで社会福祉法人の CSW が幼少期から繋がってればよいが、巡り合えずたらいまわしにあっている間に時間が経過し、さらには 18 歳になった途端児童分野の根拠法に基づく対象でなくなると、本当に困ってしまうと思います。おそらく民生委員・児童委員も 18 歳の方と接点を持つことはあまりないと思います。

(松端会長)

地域において顔見知りの関係といった接点を作ることが難しい時代になっています。民生委員・児童委員の立場から秋元委員のご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(秋元委員)

民生委員・児童委員として、地元の小学校や中学校の子どもたちの成長を見ています。普段はそこまで話しかけてこない子どもたちですが、こちらから話しかけると「おはよう」といった挨拶から始まり、自分の家のことや困ったことを素直に話してくれることもあります。

顔見知りになるにあたって、私たちのことを「相談乗ってくれるおばちゃん」ということで話をしに来てくれることもあり、そこを糸口に連携できれば良いと思っています。そのような相談に対して、金銭面では関係機関から助けていただいておりますが、結婚や家族といったプライベートな困りごととなると隠したがる子どもたちもあり、相談をしてもらうこと自体が難しいと感じています。

(松端委員)

きっかけづくりが難しいと思います。安定している家庭もあればそうではない家庭もあります。

(秋元委員)

そういう子どもたちも年齢は重ねて成長していきますが、一方で生活状態や精神状態は不安定のままだったりもします。その子どもたちを支えていくには、私たちも相当な覚悟と努力をもって関わっていく必要があると感じています。

(松端会長)

子どもにとって家庭と学校以外の居場所が地域に複数あるとよいと思います。子ども本人の気持ちもありますが、学校以外にくつろげるところがあり、そこに親以外の大人がいて相談にのってもらい、見守ってくれる人がいるといった関係があるとよいと思います。

(秋元委員)

そういった面では子ども食堂があります。また、学校ではなく塾がそういった支援や手を伸ばしてくれているところもあります。学校に行きづらくなった子がいて、その時も塾が調整をしてくれ、勉強を見てくれることもありました。公的なサービスでなく、塾といった第三者の方が相談しやすいこともあり、そちらを頼りにすること

もあります。

(松端会長)

私の大学の生徒で島根県出身の学生がいますが、出身地域・校区内はほとんど顔見知りであり、学校へは集団登校し、誰にでも挨拶するらしいです。こちらで生活を始めた当初は、近隣の方と顔をあわせても挨拶をしないことに驚いたらしいです。

都市部においては、まず小学校区レベルといった比較的狭いエリアから顔をあわせれば挨拶をするといった地域づくりをしてもよいと思います。また、具体的な場所としては、小学生、中学生であれば塾が居場所となると思いますし、高校生については、アルバイト先が居場所になることもあります。

大人が勝手に決めるわけにはいきませんが、子どもたちにとって家庭がしんどい場合には、家庭や親以外に頼れる誰かが必要となってきます。それは社会、地域で作っていく必要があります。

(秋元委員)

民生委員として見守りをしている中で、育てるといふ親の気持ちが希薄になってきているのではないかと感じます。「親としてこうしてあげたい」、「どういう風に育てるか」といったことを私達は考えてきましたが、一部かもしれませんが、問題がある親はいると思います。虐待に繋がる可能性がありますし、熱心に子育てするということが薄れてきているのではないかなと思います。

(松端会長)

虐待の相談件数も 22 万件近くになり、増え続けています。不適切な関わりも含めて、子どもが辛い状況に置かれており、親の関わりが淡泊になってきている側面もあります。我が子だから必死に育てるといふ家庭ばかりではなくなっています。そのため、地域や社会で子育てをしていくという認識を広げていくことが必要です。

(秋元委員)

地域での子育てという点では、地域イベントのイルミネーションを子どもたちと一緒に作り、その際に食事を取るといった行事をしています。

1 つの行事を通じて、高学年の子らが手伝う姿を見ることで、低学年の子らも親から促さなくても自発的に手伝うようになっていきます。その場には親はもちろん地域の役員の方もいるので、みんなで見守るということに繋がってきます。

(松端会長)

子どもと地域の間には「できることをお手伝いする」といった関係が自然に生まれると地域も変わってくると思います。地道な取組ですが、各地域で続けていくことが地域づくりになります。

堺市は、校区福祉委員会、民生委員・児童委員の活動が非常に活発と感じています。

(三原委員)

民生委員・児童委員や校区福祉員会、自治連合協議会含め地域のために頑張っていますが、最近ではヤングケアラーが多いと感じています。家族といってもそれぞれ家庭環境が違いますし、そこに様々な問題が混ざっています。そのような中で、地域において食事の世話や見守りを続けていますが、難しい面がたくさんあります。

(松端会長)

ヤングケアラーについては学校との連携が必要となります。子ども自身から話をすることは難しいかもしれませんが、学校の先生や登下校時の地域の見守りなどで声掛けをして、何か一つでも連携していきような仕組みができるとよいと思います。

(事務局)

秋元委員、三原委員のお話を伺い、改めて各地域での福祉活動に感謝申し上げます。

秋元委員からの意見について、子どもたちのことを把握してつないでいくことは大切である一方で、課題でもあるとのことでした。さらに塾が連携の1つの鍵になるのではいかと提議がありました。本日の意見を参考にし、繋がりを作る方法を模索していきたいと思います。ただし、この取組を実行したからといって完結するわけでもないと思います。過去にも連携については、「文化的なものであり、連携することが当然といった土壌作りが必要。」と指摘がありました。本日の説明で示した協働体制をしっかりと続けていき、連携することが当然となる土壌を作っていきたいと思います。

引き続き、皆様からの意見をいただき進めていきたいと思いますので、ご協力お願いします。

(松端会長)

説明の中で、困窮者支援の一環としてネットカフェの巡回をしているとありましたが、塾の巡回をしてみても面白いのではないのでしょうか。

(事務局)

ネットカフェについては堺市内に数件のため巡回が可能でした。巡回調査において、店舗側から「支援の対象となる方は存在する」と聞き、連携を進めています。一方、塾については巡回に応じていただけるかという点と、市内にいくつもあることから、今後の検討材料にしていきたいと思います。つながりを作ることにについては、本日の指摘をふまえて考えていきたいと思います。

(資料3について事務局より説明)

(西尾委員)

更生保護関係においては、支援体制を作っていくことが必要かと思います。支援をすることも大事ですが、同時にしっかりと自立に繋げていくことも大切です。

先日も関西矯正展に堺市更生保護女性会としてブースを出展しました。収益については、更生保護施設や少年鑑別所へ寄附し、支援に役立ててもらえるようにするだけでなく、「おふくろの味を知ってもらう」といったあたたかさや心の支援も考え、食事サービスなどにも引き続き力を入れていきたいと考えています。

(松端会長)

再犯防止は、前提として地域で支えることが重要です。また、犯罪に至る原因には、その方の背景が影響している場合があります。再犯防止と言っても、整ったサポートがないと社会復帰できません。社会の中で生きていけるようにするためには、自己責任ではなく、社会的な支援が必要ですが難しいところもあります。

(事務局)

更生保護女性会の取組で金銭的、直接的なサービスだけではなく、活動面で「あたたかさ」を届けるという活動は、伴走型の支援やつながりを続けていくという取組において非常に大切なことだと感じております。今後も助言等をいただきながら取組を進めていきたいと考えております。

(小堀委員)

資料の4ページ目「予見される各種制度について市職員の説明」については、刑務所入所者で療育手帳を所持していない方が対象だと思います。刑務所内において、入所者に対して支援がどの程度必要かなどのアセスメントできているのでしょうか。また、障害者手帳の取得等の支援はどの程度されているのでしょうか。

(事務局)

満期釈放における支援については、特別調整と独自調整があります。特別調整は地域生活定着支援センター等が支援の委託を受け、各支援機関へ繋いで出所後の生活の安定を図っていく支援になります。独自調整は、大阪刑務所の福祉専門官が中心となり退所後の支援調整を行います。

特別調整、独自調整の対象者は、様々な課題がある場合も多く、再犯率が高いです。大阪刑務所の収監者は薬物事犯者や高齢の方が多く、福祉課題がある方も多いと思います。

仮釈放であれば、保護司や保護観察所からの支援もあります。満期釈放のうち、福祉専門官の支援や特別調整があれば、支援体制がある程度整えられますが、一方で支援を拒否する方もおられます。その点では支援のつながりや初期対応のところで課題あると認識しております。

(松端会長)

犯罪、再犯の原因について、経済的側面と家庭環境、養育環境や暮らす場所がないということが影響する場合があります。また、障害や薬物依存の可能性もあり、適切なアセスメントをした上で必要な支援を届けていく必要があります。

もう1点、再犯防止の取組の中で、法務省管轄部局と厚生労働省管轄部局が連携して対応してい

くようになっていきます。犯罪に至らないような地域やそのサポートの仕組みを作っていくことも必要です。

(資料 4、5、6 について事務局より説明)

(木村委員)

全体を通して堺市の福祉政策等はしっかり進めていただいおり、評価したいと考えています。

一方で、個人的な感想になりますが、そもそもの人員が足りていないと思います。適切な支援をしていくためには高度な知識や経験が必要なため、採用するにも一定の資格要件が必要となります。資格要件をつけると職員募集に対して応募が少ないことがあります。その改善のために応募の資格要件を無くし、採用後に組織内で育成行くことも必要だと感じています。その点については、引き続き関係する会議等で意見を伺い検討していきたいと考えています。

(松端会長)

知識や経験などをふまえると、資格要件が必要となるかもしれませんが、仕事を続けながらスキルアップを図っていくことも必要だと思います。

本日は以上となります。

(以上)